民法講義 (物権法)

第11回 抵当権 (課題編)

松岡 久和 2006/12/26

課題編

共同抵当権と根抵当権については、主として条文と教科書の解説を丁寧に読んで、制度の基本的な考え方を理解してもらうというのが中心課題となりますので、27日に時間が残れば、そのうちの一部だけをお話ししますが、原則として、課題自習形式とします。ただ、これも平常点に繰り入れようと思いますので、1月16日に提出してください。

1 共同抵当権

Q11-01 SはG」から4,000万円を借用するに際して、自己所有の今出川物件(換価時価3,000万円相当)と田辺物件(換価時価2,000万円相当)に共同抵当権を設定した。その後、Sは今出川物件に第2順位の抵当権を設定してG₂から700万円を、また、田辺物件に第2順位の抵当権を設定してG₃から500万円を借り入れた。同時配当の場合と異時配当の場合でどのように配当が行われるか。別添の表を完成しなさい。

Q11-02 SはG₁から4,000万円を借用するに際して、自己所有の今出川物件(換価時価3,000万円相当)と物上保証人B所有の田辺物件(換価時価2,000万円相当)に共同抵当権を設定した。その後、Sは今出川物件に第2順位の抵当権を設定してG₂から700万円を、また、Bは田辺物件に第2順位の抵当権を設定してG₃から500万円を借り入れた。同時配当の場合と異時配当の場合でどのように配当が行われるか。別添の表を完成しなさい。

Q11-03 上記の設例を少し変形して、(1)今出川物件も田辺物件も同一の物上保証人 B に属する場合(G₂・G₃は B の債権者) (2)今出川物件は物上保証人 B₁、田辺物件は物上保証人 B₂に属する場合(G₂は B₁の債権者、G₃は B₂の債権者) 後順位抵当権者間の利益の調整は、どうなるか。それは392条を根拠とするか、それとも500・501条などを根拠とするか。

2 根抵当権

Q11-04 根抵当権は普通抵当権とどの点で異なるか。100~200字程度で説明しなさい。

Q11-05 民法が被担保債権の範囲を4種類に限定し、被担保債権の範囲を定めない**包括** 根抵当権を認めない理由は何か。

Q11-06 元本確定事由に関する次の記述の正誤を ×で答えなさい。

- (1) 抵当権設定から3年以上経過していれば、抵当権設定者は根抵当権の元本の確定を求めることができる。
- (2) 根抵当権者からの根抵当権の元本確定請求は権利放棄の性質を有するから、根抵当権者が元本確定請求を行える場合には、その効果は直ちに生じるし、根抵当権者は単独で元本確定の登記手続を申請することができる。
- (3) 根抵当権の目的となっている土地について、他の債権者によって競売手続が開始した場合、根抵当権の元本は確定するが、その競売手続が取り下げられると、元本は原則として確定しなかったことになる。
- (4) 根抵当権の目的となっている建物について、後順位の抵当権者が物上代位の手続によって賃料債権を差し押さえた場合、根抵当権の元本は確定する。

以下は提出用の解答用紙のつもりです。手元に取っておきたい場合には、コピーをとって原本かコピーのいずれかを提出してください。

Q11-01(単位は万円)

	同時配当		異時配当1(今出川物件先実行)		異時配当2(
	今出川物件	田辺物件	今出川物件	田辺物件	田辺物件	今出川物件
第1順位配当	G ı	G ı	G ı	G 1	G ₁	G 1 G 3
第2順位配当	G ₂	G ₃	G ₂	G ₃	G ₃	G ₂
備考						

Q11-02 (単位は万円)

	同時配当		異時配当1(今出川物件先実行)		異時配当2(
	今出川物件	田辺物件	今出川物件	田辺物件	田辺物件	今出川物件
第1順位配当	G ı	G۱	G ı	G ı	G ₁	G 1 G 3 B
第2順位配当	G ₂	G ₃	G ₂	G ₃	G ₃	G ₂
備考						

Q11-03
Q11-04
Q11-05

Q11-06